



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

8月1日から被保険者証が新しくなります

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成20年中(1～12月)の所得により算出された平成21年度の住民税課税所得と平成20年度の収入をもとに計算されています。

下記(注)の場合は70歳以上75歳未満の方の収入も計算対象になります。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 注1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定金額に満たない方は、市役所市民課に申請することにより「一般」の区分となります。 ※対象となる可能性がある方には申請書を送付します。
一般		12,000円	44,400円		
低所得者	II	8,000円	24,600円	210円 注2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得I」以外の方
	I		15,000円	100円	

注1 過去12カ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は44,400円です。

注2 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額は160円です。(申請が必要)

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得I・IIに該当)の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で認定証の申請をされていない場合は、市の担当窓口申請してください。

【お問い合わせ】 市役所市民課 (☎ 662-3165) ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎ 078-326-2021)